

# 第 1 5 9 5 回 島根県教育委員会会議録

日時	令和2年8月21日
自	13時30分
至	17時50分
場所	教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

### — 公 開 —

#### (協議事項)

第5号 令和2年度教育委員会の点検・評価報告書について（総務課）

第6号 島根県文化財保存活用大綱（案）について（文化財課）

—————以上資料に基づき協議

#### (報告事項)

第29号 令和2年度補正予算（令和2年7月28日専決処分）の概要について  
（総務課）

第30号 令和2年度補正予算（令和2年7月31日専決処分）の概要について  
（総務課）

第31号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課）

第32号 公立学校施設の耐震化等の状況について（教育施設課）

第33号 令和3年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第1次試験の結果  
について（学校企画課）

第34号 令和3年度県立学校校長職・教頭職採用・昇任候補者選考試験の実施  
について（学校企画課）

第35号 教職員の働き方改革の推進について（学校企画課）

第36号 「ふるさと教育」に関するアンケート集計結果（小中学校分）につい  
て（教育指導課・社会教育課）

第37号 島根県立古代出雲歴史博物館協議会委員の改選について（文化財課）

—————以上原案のとおり了承

—非公開—

(議決事項)

第11号 令和3年度島根県教育職員採用候補者選考試験の実施について  
(学校企画課)

\_\_\_\_\_原案のとおり議決

(承認事項)

第4号 教職員の懲戒処分について (総務課)

第5号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

\_\_\_\_\_以上原案のとおり承認

(協議事項)

第7号 令和3年度県立高等学校の入学定員について (学校企画課)

\_\_\_\_\_資料により協議

(報告事項)

第38号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例について (総務課)

第39号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について (学校企画課)

\_\_\_\_\_以上原案のとおり了承

## Ⅱ 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

新田教育長 浦野委員 出雲委員 真田委員 林委員 池田委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題
佐藤教育監	全議題
佐藤教育次長	全議題
福間参事	公開議題
福間教育センター所長	公開議題
錦織総務課長	公開議題、報告第39号
森山教育施設課長	公開議題
木原学校企画課長	公開議題、議決第11号、承認第5号、協議第7号、報告第39号
中西県立学校改革推進室長	公開議題、協議第7号
多々納教育指導課長	公開議題
江角地域教育推進室長	公開議題
塚田子ども安全支援室長	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
小村保健体育課長	公開議題
畑山社会教育課長	公開議題
江角人権同和教育課長	公開議題
萩文化財課長	公開議題
清山世界遺産室長	公開議題
中島古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

米原総務課長代理	全議題
矢野務課人事法令グループリーダー	全議題
飯塚総務課企画員	全議題

新田教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	2件
	報告事項	9件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	1件
	承認事項	2件
	協議事項	1件
	報告事項	2件
	その他事項	0件
署名委員	浦野委員	

## 協議第5号 令和2年度教育委員会の点検・評価報告書について（総務課）

○錦織総務課長 お手元の資料及び別冊資料、教育委員会の点検・評価報告書（案）を御覧いただきたい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和2年度教育委員会の点検・評価報告書を県議会に提出することとなっている。この点検・評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する方の知見の活用を図ることとされており、例年、総合教育審議会において御意見をいただいているところである。今年度は書面にて審議会を開催の上、御意見をいただいた。本日は別添の報告書（案）について協議いただきたい。

2 報告書の編集上のポイントである。まず1つ目のポイントとしては、教育委員会委員の活動状況と教育委員会の特徴的な動きを記載している。2つ目のポイントとしては、昨年度までは、それまでの本県教育委員会の基本理念や施策の方向性を示した第2期のしまね教育ビジョン21の施策を点検・評価の報告としていたが、昨年度末に策定したしまね教育魅力化ビジョンの27施策、それぞれに関連すること業ごとに現時点での取組の成果、方向性を記載しているところである。

3 目次として点検・評価の趣旨、構成、施策体系表である。本日は、時間の関係上、この点検・評価の令和元年度の島根県教育委員会委員の活動状況と令和元年度の教育委員会の特徴的な動きについて、説明させていただく。

4 今後のスケジュールである。本日は協議の場とさせていただき、次回9月1日予定の教育委員会会議において議決いただきたいと考えている。それを経て、9月に県議会へ提出するということになる。

冊子を御覧いただきたい。1ページは、点検・評価の趣旨を記載している。2ページは施策体系表になっている。新たにしまね教育魅力化ビジョンにおける教育環境の充実ということで、27の施策を記載している。4ページを御覧いただきたい。教育委員会委員の活動状況として、昨年度の教育委員会会議の開催状況等を記載している。昨年度は、教育委員会会議を計14回開催し、議決50件、承認10件、協議18件、報告103件、合計181件の審議を賜った。5ページには、教育委員の皆さんの視察の状況、その他の活動状況を記載している。

6 ページ目以降、大きな2番のところだが、令和元年度教育委員会の特徴的な動きになる。①「しまね教育魅力化ビジョン」の策定である。策定に当たっては、島根県総合教

育審議会において、平成31年3月から令和元年12月まで計7回の審議を経て、いただいた答申を踏まえ教育委員会会議において審議、議決をいただいている。基本理念は、「ふるさと島根を学びの原点とし、未来にはばたく、心豊かな人づくり」である。子どもたちが島根に暮らし、学んだ自信を胸に自らの人生の未来を切り開くことができるよう、子どもたちの夢や希望を実現させたいという思いを学校、家庭、地域、行政など教育に関わる全ての人が共有し、連携しながら施策に取り組んでいくこととしている。

7ページ②「少人数学級編制」と「学校司書配置」の見直しである。昨年の9月以降議論を深め、2月議会において見直し案が了承されたところである。まず、少人数学級編制の見直しについてである。本県は、県内の小中学校の1クラスの人数を国の基準より少なくする少人数学級編制に取り組んでおり、学校内の教育体制という点では、他県に比べ手厚く制度を設けている。一方で、放課後児童クラブの充実、あるいは子ども医療費助成の拡充など学校外での子育て環境についても整えていく必要があり、学校内外を含めた子育て環境をトータルでバランスよく充実していくということで、8ページの「2月議会：最終案の提示、了承」の項目に記載しているとおりとした。今後、令和3年度に向けて、具体的な制度見直しを進めていく。

また、学校司書配置の見直しである。本県では、平成21年度から学校図書館の一層の活性化を図るため小中学校等への学校司書等の配置の実施に取り組んできた。近年の社会情勢の変化に伴い学校司書に求められる役割が多様化してきたことから、学校司書等のあり方について見直しを行い、令和3年度から、学校司書の業務を担いながら、本を介した心の居場所づくり、あるいは、人間関係づくりなどの子ども一人一人に寄り添う業務について担う、「学びのサポーター」を配置することとした。今年度は、準備期間として養成研修を実施している。

9ページ③島根の歴史文化の活用である。日本書紀成立から1300年の節目の年である2020年に、東京国立博物館において、奈良県と共同で特別展「出雲と大和」を開催した。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、残念ながら、会期中で閉幕となってしまったが、1月15日から2月26日の37日間で13万人を超える来場があった。この他にも、本県の歴史文化の興味関心をさらに高めてもらうため県内外のシンポジウムの開催や奈良県、三重県等々の共同調査研究等の情報発信を行っている。今後は、他県と連携した広報活動やインターネットを介した情報発信ツールの開発、デジタルコンテンツの充実を図ることで一層認知度の向上に努めていきたいと考えている。

10 ページ④教育魅力化の推進である。地域と県立高校が一体となった取組、また、ふるさと教育やキャリア教育といった市町村の取組を支援するなど県立学校及び小中学校における魅力的な教育環境づくりに取り組んできた。特に昨年度は2（4）（5）のとおり高校と地域が一体となって、子どもたちを育てる環境を整えるため、高校を基軸として、地域住民や大学など多様な主体が参加する高校魅力化コンソーシアムの構築の促進に取り組んだ。御覧のとおり、7つのコンソーシアムが設立されたところである。今後の対応としては、コンソーシアムの意義や理念の両立と共有を図りながら、高校を基軸としたコンソーシアムの構築を推進していくこととしている。

12 ページ⑤学力の育成である。児童生徒の基礎的な知識・技能の定着や活用力の伸長を図るため、市町村と連携して学力の実態把握や授業の質の向上など学力育成を推進する取組として、2（1）から（15）までであるが、様々な取組をしてきたところである。この中から代表的な事業を3つ説明する。（1）の小・中学校を対象に実施した学力調査からは、児童生徒の学習状況や教員の指導、課題等を明らかにすることができた。（5）「科学の甲子園」支援事業では、島根県大会に県内の学校5校から10チームの参加があり、問題や実験に取り組んだ。優勝校は、全国大会への出場準備のために、島根大学と連携し活動をした。（15）「主体的・対話的で深い学び」の実現に資するICT環境整備事業では、県立高校の全ての普通教室にICT環境を整備して、アクティブラーニング型授業への転換を推進するための校内研修を実施した。今後はコロナ感染症対策をしっかりと行いながら、この事業の実施の方向を含めて、これらの取組をいかに展開し、成果に繋げていくかということが課題になっていくと思われる。

14 ページ⑥特別支援教育の充実である。共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を推進するため外部有識者で構成された特別支援教育在り方検討委員会が設置され、今年度は特別支援教育魅力化ビジョンを策定する予定になっている。2つ目は松江養護学校の整備事業である。児童・生徒の増加により仮設校舎で対応していた松江養護学校乃木校舎の教育環境の改善を図るため、新校舎の整備を進め、昨年8月から供用開始した。併せて本校の既存校舎の改修も実施した。3つ目は、特別支援学校普通教室のICT環境整備事業である。特別支援学校に在籍する児童・生徒の主体的な学びの実現、無線接続による安全安心な学習環境を保障するため、教員用タブレットやプロジェクタ等の大型提示装置等の整備を進めたところである。またこれらの機器を有効に活用するためのICTを活用した指導方法や指導体制の確立に向けた研修を実施している。今後の課題とし



ては、ICT をより活用した効果的な指導方法が確立できるように更なる職員の研修会の充実を図ることを考えている。以上が昨年の教育委員会の特徴的な動きとなっている。

58 ページを御覧いただきたい。総合教育審議会委員からの意見を掲載している。主なものとしては、(2) ①教育における ICT の推進の項目中、教育の中での ICT 活用を進める方向性を示す必要があるのではないかという御意見。あるいは、ICT の推進により、人対人との関わりが少なくなり社会性を身につけることが希薄になるのではないかという心配の御意見があった。59 ページ④として、新型コロナウイルス感染者への対応ということで、誹謗中傷がなくなるようレベルの高い人権教育に取り組んでほしいといったコロナ禍における教育に関する御意見をいただいたところである。

○新田教育長 点検・評価の中でも、特に教育委員会委員の活動状況、それから昨年度の特徴的な動きに限って説明させていただいた。本日のところでは、協議という形で提案させていただいている。次回の教育委員会会議において、議決を賜われればというスケジュール感でいる。

○林委員 今回、評価の中にも成果と課題をちゃんとした項目毎に挙げておられて、また目指す状態というのを挙げておられ今後の方向性が非常にわかりやすくできていると思った。その中で、分かりづらいと思うところがあった。27 ページ、特別支援学校職業教育・就業支援事業だが、成果のところと課題の方で、同じく関係機関との連携について言及があったがどのあたりが十分連携が取れていなかったのか、ちょっとわかりづらいように思った。31 ページ、学びの場を支える非常勤講師配置事業であるが、最後に生徒との会話や気になる言動について毎日支援記録を記入されることで非常に情報共有に役立てることができたという反面、課題の方で非常勤講師が意見交換会議に出にくいことで、情報が効果的に提供されないことがあると。ちょっとこれだけ見ると、記録以外のところでどういうところが、提供できなかったのかという疑問が出てきた。もし今、分かれば教えていただきたい。

○佐藤特別支援教育課長 27 ページの特別支援学校職業教育・就業支援事業の御指摘の点についてである。成果と課題、言っていることが裏腹なような感じを受けているが、成果については、今、特別支援学校の子どもたちの特に一般就労に向けて、職場開拓を行いハローワーク、それから就業支援、定着支援というところでナカポツの関係を強化しているところである。特別支援学校の場合、求人が学校の方に来るというようなことがほとんどない状況の中で、さらに、ハローワークからの情報を入手しながら、職場開拓での連携

に努めている。

職場定着においては、定着率は比較的高いところではあるが、3年以降の定着については、まだまだ課題が残っているので、そういった支援機関と連携をさらに深めていくことが必要な状況である。

○木原学校企画課長 31 ページの学びの場を支える非常勤講師配置事業に関するところである。この事業については、県として非常勤講師が配置できるような予算措置をして、各市町村、学校が、学校の中の生徒の実態に応じて非常勤講師の先生の勤務時間や勤務の内容を決めている。学校によって成果が上がったという学校もあるし、一方で、やはり勤務時間の設定がなかなか先生方の職員会議と合わせにくい実態のある学校もあり、学校によるばらつきが出てくるという意味でこういう異なった成果と課題が挙がっているということである。できるだけ、我々としても活用情報の提供を行い各市町村に有効に使っていただけるようにしていきたいと考えている。

○新田教育長 先ほど林委員から御指摘いただいた点は、こういう事業の評価をやる時には、我々も常に悩ましいところであり、言葉が足りない部分は執行部として反省がある。各課でもう一度しっかり点検して、よりわかりやすい表現になるように引き続き9月1日に向けて、検討を続けたいと思う。

——資料に基づき協議

#### 協議第6号 島根県文化財保存活用大綱（案）について（文化財課）

○萩文化財課長 4月28日の教育委員会協議会で説明した島根県文化財保存活用大綱（案）の進捗状況について協議をお願いしたい。

大綱策定の目的については、1に記載したとおりである。これまでの審議経過については2に書いてあるが、4月の教育委員会協議会で大綱の素案の序章から第2章までの協議をさせていただいている。その後、大綱策定委員会の委員に書面による審議をお願いするとともに、先日8月7日に第3回目の大綱策定委員会を開催して、大綱全体についての審議をいただいたところである。本日委員の皆様には、事前に大綱（案）の資料をお送りして御覧いただいていると思うが、8月7日の策定委員会での意見を反映させた修正版を本日の資料として用意しているので、本日はこちらで説明させていただく。

別冊資料を御覧いただきたい。前回協議させていただいた序章から第2章については、

その後追加修正した主な内容について説明し、続いて、新規の3章以降についての御説明をさせていただきたい。なお、資料の中に赤字で表記した部分があるが、これは先日の策定委員会での御意見等を参考にして修正した箇所である。

まず序章、1ページ下の注の部分である。ここに島根県の大綱における文化財の定義、それから、この大綱で扱う地域というイメージの位置付けについて記載を追加した。3ページの下注の部分であるが、文化財の保存と活用というものの意味づけについて、その考え方を記載していた。

第1章の5ページから33ページについては、策定委員の審議のやり取りなどに基づいて、本文及び注の一部を修正したほかに、一般の方にもわかりやすいように年表や文化財の画像など追加をさせていただいている。35ページの下注の部分は策定委員から文化財専門職員という言葉の定義を記して欲しいという意見があったので、この専門職員の定義について追加をしたところである。43ページ、この大綱の基本理念、基本方針の項目の中で、文化財を持続的に保存していくための循環のサイクルについてイメージ図を追加している。

第2章、60ページを御覧いただきたい。島根県が主体的に行う取組について記載する、3)の地域の自然や歴史・文化研究の推進の部分で、策定委員の方から石見銀山についての記述がないという御指摘を受け、石見銀山の調査研究に関する内容を追記したところである。序章から第2章の主だった修正点については以上である。

64ページを御覧いただきたい。こちらからは本日新たに説明をする部分であり、第3章から順に御説明する。

第3章であるが、県内の文化財を保存・活用していく上で、市町村や所有者等への支援の方針について記載をしている。1では、市町村・所有者等の現状と課題を記載している。これらの課題に対して65ページ以降、(1)の部分で県から市町村への支援について、66ページから67ページにかけての(2)で、県から所有者等への支援について記載している。67ページの下に模式図を載せているが、このうち、赤枠で囲ってある計画という部分については、この度の文化財保護法の改正で制度化されたものである。県は、これらの計画の達成にあたって、市町村や所有者に技術的な指導や文化庁との調整などの支援を行っていく。また、指定文化財の保存修理については、経済的な負担もあり、県でも財政支援等を行っていくという流れを書いているところである。

第4章68ページである。こちらでは、文化財の防災・防犯及び災害・犯罪被害等の発

生時の対応について記載している。当初、防災・防犯ということで書いていたが、災害や犯罪被害等の項目についても追加して欲しいということで新たにこの部分を追加した。69 ページの下の部分に災害発生時の体制について模式化した図を載せている。70 ページ、犯罪被害発生時における体制を載せている。それから 70 ページの中段以降については、災害や犯罪被害に備えた今後の取組について記載をしている。72 ページでは、先ほどの災害の体制にもあったが行政や大学、民間機関と連携して、災害発生時に被災した文化財を救済するためのネットワークを形成する活動のイメージを載せている。

第 5 章、73 ページから、県内の文化財を今後、保存・活用する体制の整備について記載をしている。

76 ページには大綱のまとめ、77 ページ以降は、資料編として県が行ってきた各文化財調査の内容や県内の国・県指定の文化財の一覧、文化財の保存・活用の体制などについて記載をしている。

最後に協議資料に戻っていただきたい。4 の教育委員会の今後のスケジュールであるが、本日の教育委員会会議で協議を行い、9 月に議会に報告をさせていただいた後、10 月から 11 月にかけて、パブリックコメントと市町村への意見照会を行いたいと考えている。その結果については、またこの教育委員会会議で改めて協議をさせていただきたいと考えている。

○真田委員 ところどころ注はつけていただいているが、71 ページの「ヘリテージマネージャー」と簡単に使っておられるが、誰のことかわからない。せっかく注をいろいろつけてもらって、いい具合に下をみると分かるようになっているので、もう少し読み手にわかりやすいようになっているといいと感想を持った。

○萩文化財課長 わかりにくい言葉についてはできるだけ注を入れているが、漏れているところもある。「ヘリテージマネージャー」というのは、建築学会の専門的知識を持った方に、文化財の保存とか活用修理等について一緒になって考えていただくものである。これについても、下の注のところに記載をさせていただいて、分かりやすく仕上げたいと思う。

○浦野委員 今回、このような資料をいただいて島根県の文化財について、だいぶ勉強させていただいたと思う。子どものころから住んでいたわけではないので、知らないことばかりで今回いろいろな情報をいただいたと思っている。本当に自然にしても、文化にしても、素晴らしいものがこんなにもあるのだと改めて感じた。ずっと住んでいらっしやる

方は、普通に今までであったことなどでそんなに特別のことと思わない方もいるのかもしれないが、他県から来た者にとっては、驚くほどの数、驚くほどの歴史の深さというか長さを感じる。やはり、保存・継承していくということは、すごく努力や労力のいることだと思う。そういう人たちを育てていくことが、今後これを維持していくためには大切なことなのではないかと感じた。なかなか人材が育ちにくいと思うが、いい案がないものかと思う。1つは学ぶ場、島根大学とか県立大学があるが、そこの連携について書いてあったがどのようなになっているか。またここだけに限らず、奈良県などとの技術的な連携、育成に関して、情報があればお聞かせ願いたい。

○萩文化財課長 学ぶ場については、大学もだが、まずはやはり、物心ついた頃からふるさとの自然や歴史について学んでいただきたいと思っている。小中学校のふるさと教育等で取り扱っていただいている部分がある。今後、この大綱策定の中でも社会教育課や教育指導課の指導主事等に入っていただき、学校教育の場でも、島根の歴史についてより学んでいただけるよう教材的なものは作っていかねばいけないと思う。また、各学校校長会などでも広く周知して使っていただけるような格好で、島根の歴史について、まず小・中学校の時点から学んでいただきたいと思っている。大学等については、既に連携はしているが、一般の方向けの連携というのは講座や研修会に来ていただくものがメインになるので、このあたりについてはまた大学の方とどういうことができるのか検討してみたいと思う。奈良県など他県との連携については、今、研究者レベルの連携について取り組んでいるが、そういったものの成果を広く知っていただくための、研究の成果をわかりやすくした展覧会を何年かに1回やっている。そういうときにはわかりやすい冊子、今回は古代の玉の研究のカラー写真を多数入れた本を作っているが、そういったものは広く頒布しており、島根や他県の関連や歴史について、学んでいただけるよう引き続き取り組んでいきたいと考えている。

——資料に基づき協議

#### 報告第29号 令和2年度補正予算（令和2年7月28日専決処分）の概要について（総務課）

○錦織総務課長 令和2年7月28日専決処分の補正予算の内容について説明する。7月13日の夜半から朝方にかけて、島根県内に大雨が降ったが、幸い、学校関係の施設等における大きな被害報告は上がっていない。対応については、予算関係とは別に、公立学

校への転入相談等々に国からの通知等に即した対応をしているが、これに関しての相談、あるいは要請というのは、本日現在ないと承知している。

予算補正項目としては、被災児童・生徒の支援ということで、大雨により被災した児童・生徒への学用品の支援とか、高校授業料減免、転入学の場合、就学に係る諸経費の支援、小・中学校については、学用品や学校給食費、医療費等の就学支援を行う市町村への支援のため、390 万余の予算を計上したところである。これまでに、正式な申請はないが、川本町から2件ほど相談を受けているようである。

○新田教育長 この度の大雨では、県内、隠岐地域も含めて、多大な被害が発生した。被害を受けられた方へのお見舞いを申し上げたい。今説明した件については、7月28日に知事専決処分ということで予算を措置している。

———原案のとおり了承

#### 報告第 30 号 令和 2 年度補正予算（令和 2 年 7 月 31 日専決処分）の概要について（総務課）

○錦織総務課長 7月31日専決区分の内容については、いわゆる新型コロナウイルス感染症対策に係る予算である。教育委員会の補正予算額が1億1,700万円の増額となっている。内訳は、4の3ページを御覧いただきたい。事業名ごとに御説明させていただく。

1 低所得者世帯における家庭学習等の通信費支援であるが、オンラインでの家庭学習や遠隔授業を支援するために、モバイル端末等の通信費相当額を給付するものである。対象者は、高校生等奨学給付金の支給対象者と特別支援教育就学奨励費の支給対象者の要保護世帯ということである。支援内容は年額1万円を上限として支援するものである。

2 浜田水産高校レーダーシミュレーター整備である。コロナの影響により海技士免許取得に必要な乗船実習ができない場合も想定されることから、代替訓練等を行うためのレーダーシミュレーターを整備するものである。浜田水産高校のレーダーシミュレーターは整備されていたが故障したということもあり、この度新たに整備するものである。

3 特別支援学校就職対策強化事業である。コロナの影響により、職場実習、あるいは臨床実習ができない状況が想定されている。校内での実習を可能とするための備品等を整備し、併せて就職先の確保に向け企業と連携した取組を強化するといった事業である。いろいろ備品があるが、工業用ミシン、業務用ポリッシャー（清掃業）、業務用フライヤー、あんま・はり・きゅう師の臨床実習用の感染症対策用品、高圧用滅菌等を整備す

るものである。また、企業と連携して実施する取組として採用担当者向け校内実習見学会、実務者による校内での実習指導を実施することとしている。

4、聴覚障がい児学習支援事業である。これも新型コロナウイルス対策により先生がマスクを着用する場合に、聴覚障がいのあるお子さんの授業理解に支障がないように、先生の声を実タイムで文字化できるアプリを導入するというものである。

5、特別支援学校の教育活動の支援である。通学のスクールバスの増便については4月に専決により予算措置しているところであるが、こちらについては、校外学習や職場実習先に移動する際のバス内の密を回避するため、小型バス等の借り上げにより台数を増やし、乗車する児童等の少人数化を実施するものである。

6、県立高校寄宿舎等への円滑な帰寮の確保については、夏休み休業後、新型コロナウイルスの感染が拡大している地域の状況を踏まえ、帰寮する生徒や保護者等が安心して学校生活を始められるよう、寄宿舎等以外の施設において一定期間の健康観察が可能な体制を確保するものである。

○池田委員 浜田水産高校のレーダーシミュレーター整備の事業であるが、練習船神海丸は、浜田水産高校の生徒と隠岐水産高校の生徒が乗られるが、乗船実習に関しては、この春は、期間を縮小して実施されたのではないかと思う。故障したので買い替えるということだが、乗船実習ができない場合を想定してということは日常的には使われないということか。また、隠岐水産高校には、レーダーシミュレーターは整備されているのかを聞きたい。

○森山教育施設課長 このレーダーシミュレーターは、日常的に授業でも活用している。当該機器については隠岐水産高校、浜田水産高校両校に整備されており、隠岐水産高校については、前回は5年前に更新をしている。一方、浜田水産高校のシミュレーターについては、前回の整備から18年経過をしていることもあり、今回不具合が生じ整備が必要となった。

○池田委員 今後、乗船実習が取りやめになることも可能性としてはあるのか。狭い空間の中に、生徒と教員が何か月も乗っている。前回はハワイに行っていると思うが、その判断は学校長がするのか、教育長がするのか。

○新田教育長 運行計画は、教育委員会が承認するということである。

○木原学校企画課長 隠岐水産高校の神海丸の乗船実習であるが、委員から御指摘のあったように、1学期の5月の実習については、感染の状況がかなり拡大している中、専

攻科の生徒は、他県からやってきて実習を受ける状況でもあったため、このときは運行の計画を短縮し、健康観察の期間をしっかりとるということで対応した。

また、海技士の資格を取るために、一定期間の乗船の実績がなければならないということもあり、学校と相談して、資格取得に支障のない実習計画を立てるということも十分考慮しながら、1学期の乗船実習は設定したところである。現時点で資格取得に向けて支障が出るような状況ではないが、今後の実習についても、感染の状況を見ながら対応することとしている。例年であれば9月からハワイ方面への遠洋実習があるが、今年度は、こういう状況でもあるので乗船の期間がとれるような実習はもちろん計画するが、航海先としてはあまり遠洋には出ない形で、日本近海の期間を長く取り、乗船の実習計画を立てるように学校と調整している。なお、その乗船前のところも十分な期間を取り健康観察をして感染の恐れがないことを確認し実習を行うよう計画しており、慎重に進めていきたいと思う。

○出雲委員 夏休み等の長期休業後、一定期間の経過観察が可能な体制を確保ということだが、夏休みが終わって新学期が始まるが、そういった健康観察が、既に実施されているか。今の状況がわかれば教えてほしい。

○木原学校企画課長 今日現在で、多くの高等学校は、2学期が始まっている。それに合わせて、県外や県内遠方からの帰省していた入寮生も帰ってきているという状況である。今回、学校運営ガイドラインで帰寮にあたっての注意事項等を示しているが、前回のゴールデンウィーク明けのところでは、全国の感染状況なども勘案して、他の施設に滞在するなど、学校へ出る状況もかなり抑える形で健康観察をした。今回の帰省に向けては、しっかりと健康観察するというようにしている。特に、東京・大阪など感染が拡大している状況もあり、保護者の方も、島根に帰すということに不安を感じておられる方もある。そういった方については、状況に応じて、寄宿舍以外の施設で、健康観察していただくのも可能ということで、6のような予算措置を要求したところである。実績については、昨日までのところで学校に確認したところ、4校で県外の生徒が他の施設で健康観察をしているという状況がある。学校と保護者で十分連絡をとり対応している。授業は、その施設から学校に出校して一緒に授業を受けている状況である。

———原案のとおり了承



## 報告第31号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課）

○錦織総務課長 新型コロナウイルス感染症への対応については、前回の教育委員会会議において、教育委員会の対応状況について冊子にまとめ報告させていただいたが、8月以降の部活動対応等についても加筆したところである。

この冊子の31ページを御覧いただきたい。主な修正点として、大きく3つあるが、その1つが部活動の関係である。33ページ、〔8/1日以降の取扱い〕ということで、段階的スケジュールを挙げている。(1)にあるが、各種大会・コンクール、あるいは合宿の参加及び主催については、可能な限り感染症対策を行った上で、条件に従って実施可能になり、状況に応じて大会等の開催を含め受入の可否を検討するように記載している。32ページ、2に各種大会等における感染症対策について具体的に示している。

36ページを御覧いただきたい。2点目として寄宿舎の関係である。これが5月、ゴールデンウィークに向けての健康観察の状況について記載している。寄宿舎内における感染症対策、体調不良を訴えた場合の対応について改めて記載している。

69ページを御覧いただきたい。先ほど、説明した専決予算の話であるが、学習支援や寄宿舎対策について予算を措置されているということで新たに加筆をしている。

主な改正点は以上であるが、追加して40ページを御覧いただきたい。社会教育施設等における対応である。既に公表されているが、少年自然の家と青少年の家は、軽症患者の療養施設として利用されることが決定された。8月9日に確認された私立学校の新型コロナウイルス感染症の対応においては、軽症者ではなく、陰性であった寄宿舎生の受け入れの施設となった。

○新田教育長 今回特に部活動の関係、それから寄宿舎での関係、コロナ感染防止策の再徹底という位置付けになるかと思うが、やや具体的に細かいところまで書き込んだガイドラインとして改訂をした。若干部活動について、説明の補足をする、特に県外との大会参加の関係であるが、県全体の対応とも呼応するが、県外との行き来自体をストップするという考えではなく、リスクの高い行動をやめる、あるいは健康観察をしっかり継続して徹底して行うということで認めていく。検討の際には、国や島根県が出している外出自粛等の制限が、出発地側としてどうかという見方と、会場地となる他県のその地域の感染状況、あるいはその行き先の自治体が発している様々な注意等の情報など、しっかりと確認して、遠征の可否自体を十分に検討するという条件を付けながら、実際に行く判断した場合は、今回ガイドラインで示していること細かい注意事項を厳守し

で行ってくださいという考え方で今、臨んでいるところである。

○浦野委員 県が出しているガイドラインは、県立の学校はもちろんだが、私立の学校に対してどれほど伝わったか。先日大きなクラスターが出たが、県内にいる子どもたちを守るという意味では、公立私立問わず教育委員会として果たしていく役割はあるのではないかと感じたので、そこのあたりを聞かせてほしい。

○錦織総務課長 先般発生した私立高校での事案等もあったことから所管する総務部も事態を重く見ていろいろ動いているところである。この県立学校の運営ガイドラインは、かなりしっかりとしたものであり、現状は、県立学校のガイドラインのマニュアルを各私立学校の方にも配布し、これを参考に感染防止対策を徹底してくださいという形で総務部を通じて通知をされている。あわせて、先般のまさに寄宿舎の関係もあるので、総務部で県内の私立学校に照会をかけ、保健所と共に全ての寄宿舎に行って、どういう形で運営されているかチェックされている。そういった意味においては、県内の全ての学校で同じ目線で、同じレベルで徹底を図るような状況になっていると承知している。

○浦野委員 大会となると、私立公立を問わず、子どもは参加する。そういうところが感染源になってもいけないので、是非、協力体制を強化して、県全体で子どもたちを守るということをお願いしたい。

○新田教育長 私どもは県立学校に対する運営のガイドラインということで出しているが、県立学校に通知すると同時に、全ての県内の市町村教育委員会や総務部総務課を通じて私学関係に連絡するようにしている。ただし、厳密にいうと、拘束力という意味では、設置者のガイドライン、マニュアルといったものが、別途作られるということが多いのではないと思う。その時に、かなりの割合で、私どもが出しているガイドラインを参考にしておられると理解をしている。

また、大会になると、県立だろうが私立であろうが関係なしにやる。特に保健体育課の所管のケースが多いかと思うが、各競技団体、あるいは高体連、こういったところにも情報を流し、大会を主催する立場の方へのお願い等を個別にやっている。そういったことを通じ、私立の高校であれ、県立の高校であれ、同じようなルールの中で大会を実施するというようにもっていけるよう考えているところである。

○小村保健体育課長 代替大会を行う前には、高体連や高野連とも相談しながら大会運営について、感染症対策を相互に意見交換しながらやっている。これから秋の大会に向け

て、今一度関係団体に徹底を図っていく。

○真田委員 これだけ熱いと熱中症が心配をされる。学校が始まって、体育の授業とか、学園祭、体育祭の準備等で、生徒は一生懸命やると思う。特に体育の授業などで、マスクを着けてやっているのかどうか。熱中症予防の温度計の使用の徹底などできているものか。

○小村保健体育課長 学校運営ガイドラインの中で、体育の授業についての留意事項を記載させていただいている。マスクの着用に関しては、基本的にはソーシャルディスタンスをとっていただいた上で、マスクの着用は必ずしも必要ないという形で通知をしている。

○新田教育長 今回のガイドラインの改訂で、今、真田委員がおっしゃったように熱中症への対応ということも強調している。原則マスクを着用するのだけれども、例えば、気温や湿度、暑さ指数が高い場合で健康被害が発生するような場合には、マスクの着脱についても注意を促している。

○池田委員 寄宿舍の生徒さんが陽性だった場合、例えば入院になると思うが、無症状であったりして寄宿舍に留まるということはあるか。

軽症患者の療養施設として、2施設が挙げられているが、例えば隠岐の場合、保護者が松江に会いに行っても会えないということが予想されるが、どういう取組がなされるのか。

○木原学校企画課長 もし寄宿舍生が陽性と判明した場合は、入院となり病院へ搬送となっている。そうなる濃厚接触という生徒が寄宿舍の中で出てくる可能性が出てくるが、こういった場合は、寄宿舍にとどまって健康観察ということになる。その場合、どういう施設で療養するか、健康観察をするのかというのは、また寄宿舍の状況とか、人数など総合的に判断して、県の施設を使うなどの対応の検討をするようになる。

○新田教育長 今回の改正で、この資料で言うと37ページ、健康相談コールセンターへの相談、これについて、これまでは日程的に猶予があるような表現をしていたが、今回は、速やかに学校医と相談、あるいは相談コールセンターへ連絡して指示をすぐに得て、その指示に従って行動すると明記したところである。そういった中で、相談センター、あるいは学校医に言う時にも、当該生徒が寄宿舍生であることや集団生活をしているとしっかり申告して、その上で指示を受けなさいということをガイドラインの方ではもうちょっと詳しく、Q&Aを含めて書いている。そういった対応を徹底したのが、今回のガイ

ドラインの改訂の中に含まれているということである。

○池田委員 先ほどの点検評価の中で、少人数学級編制は令和3年度へ向けて具体的な検討を進めていくという総務課長からの報告があったが、コロナ禍の前の話のことで、来年4月に収束されるかどうか不透明な状況であるが、少人数学級編制の見直しをされるのか。いったん凍結はされるのか。

○新田教育長 2点考えないといけないところがあると考えている。まず現状、私どもは小中学校において、例えば現行でいえば30人学級、35人となっており国の基準より低い人員配置でやっているが、国は基本的に40人学級でやっている。その国が今、どう考えているのかというと、ソーシャルディスタンスがきちりとれるかどうかはあるだろうがそれだけを見るのではなく、例えば教室の中で換気を徹底する、あるいは、リスクが高い教育活動を避ける、そういったことと、地域での感染の拡大状況を見て必要に応じて臨時休校の分散をし、総合的な対応で今やっていくというのが私どもが理解している文部科学省の考え方である。ガイドラインあるいは運営マニュアルを国のものを見ても、そういう記載になっている。その一方で、大臣発言等を見ていると、今の状況のままでもいいのかどうかしっかり国として検討する。この場合は医学的、疫学的、科学的なエビデンスがあって、こうすべきだという判断になるのであれば、そういった国の判断を我々は注視しトータルとして、学校生活での児童生徒、教員の安全衛生面を含めての万全を期すという考え方の中で動いてく。少人数学級編制とコロナウイルス感染とリンクさせて考えるのであれば、国の判断が変わっていくはずでそこに注視していくといった考え方になると考えている。

———原案のとおり了承

## 報告第32号 公立学校施設の耐震化等の状況について（教育施設課）

○森山教育施設課長 6の1ページを御覧いただきたい。公立学校施設の耐震化の状況について説明させていただく。例年、国においては、4月1日現在における耐震化の調査を行っている。その結果が、今月公表されたので島根県分について、報告をさせていただく。

まずは、1の耐震化率であるが、ここでの耐震化というのは震度6強以上の大規模な地震に対して、倒壊または崩壊の危険性が低い対策が実施されていることと御理解いただきたい。調査の対象となる建物であるが、非木造施設については2階建て以上又は延べ床面積が200㎡を超えるもの、木造施設については3階建以上又は延べ床面積が500㎡を超え

るものということで、ある程度大きな施設を対象として調査が行われている。

(1) 高等学校についてであるが、表のCの欄の一番上になり耐震化率は100%である。それから、(2)の特別支援学校についても、同様に100%ということで耐震化については完了している。(3)の公立小中学校について、同じくC欄だが、97.2%であり、前年比0.5ポイントの増であるが、まだ対策が必要な状況となっている。この市町村別の内訳を6の2ページ、上の表に挙げている。表のR2欄、耐震性がない建物は県全体で、26棟、7市町となっている。昨年度以降では、4棟において対策が実施された。

(4)の公立幼稚園であるが、同じくC欄を見ていただくと、97.4パーセントとなっており、前年度より3.8ポイント増であるが、まだ対策が必要なものが残っている。この内訳については、最後の表であるが、昨年度以降では、3棟が完了し、未完了が2棟残っている状況である。こういった小中学校、幼稚園であるが、市町村において耐震化が未完了となっている原因でお聞きしている背景は、学校の統廃合や、財政運営の観点から、なかなか一度に耐震化を図れず、計画的に整備していく必要があるといった事情を伺っている。なお、未完了の建物の中で、今年度中に耐震化が完了する予定のものは、小・中学校においては5棟、幼稚園では1棟、計6棟となっている。自治体におかれては、様々な事情がある中でも、計画的に進めていただいていると考えている。

6の3ページを御覧いただきたい。屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策の状況である。(1)の高等学校については、表のC欄の一番上の吊り天井の落下防止対策は100%ということで完了している。これについては、欄外に(注)として、吊り天井を有していない棟数を含むと記載しているが、県内の高等学校と特別支援学校においては、平成27年に当時吊り天井を有していた9棟について全て撤去をしており、現在、吊り天井を有する学校はない。表の右側のE欄は吊り天井に照明・バスケットゴールを含めた対策、全ての落下防止対策というところだが、前年度から、23.9ポイント増ではあるが、現在86.4%となっている。(2)の特別支援学校においては、C欄は100%完了だが、E欄については、前年度から23ポイント増ではあるが、61.5%という状況である。高等学校、特別支援学校いずれにおいても、吊り天井とバスケットゴールの対策は、全て完了しており、後は、照明器具の対策を残しているという状況で今年度中に対策を完了するという予定である。続いて(3)の公立小中学校等であるが、C欄、吊り天井の対策は、前年度から0.6ポイント増の97.7パーセント。全体では、E欄の69.0%となっている。(4)の公立幼稚園については、吊り天井を有する施設はない。

なお、教育施設課においては、今年度 19 市町村を個別に回り、市町村担当者と意見交換を予定している。日常のやりとりに加え、国の動きや他の市町村での対策など参考になる情報提供しながら、引き続き、助言等など行っていきたいと考えている。

○出雲委員 耐震化の状況で、なかなか小中学校の耐震化が進まないというのが非常に残念という気はしている。先程、対象となる木造、非木造の規模のことがあったが、木造だと 3 階建以上と比較的大きな建物、校舎が対象ということだが、例えば、郡部をみると、平家建の木造や二階建の木造の校舎があるかと思うが、そういったところは調査の対象にはならないか。

○森山教育施設課長 そういったところは対象となっていない。

○出雲委員 この耐震の調査もされていないか。

○森山教育施設課長 調査をされているかどうかは、こちらでは承知しかねている。

○出雲委員 そういう学校も郡部に行けばかなりあるので、同じように子どもたちが通って 1 日過ごすところである。そのあたりの調査を是非していただきたいと思う。

———原案のとおり了承

### 報告第33号 令和3年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第1次試験の結果について（学校企画課）

○木原学校企画課長 7 ページを御覧いただきたい。今年度の教員採用試験の第1次試験を7月17日に行い7月29日に選考結果を本人に通知するとともにホームページで公表をしておりその状況を報告する。今年はず会場についてだが、新型コロナウイルス感染症対策のために、県内会場を変更して、くにびきメッセで行っている。また今年から新たに大阪会場を設定したが、この会場については、感染症対策は十分とれるということが確認できたので予定どおりの会場で実施している。

全体の受験状況であるが、採用予定 281 名に対して出願者が 1,146 名であった。この中で1次免除者が 41 名いた。欠席者が 99 名で、実際の受験者は 1,006 名となっている。このうち大阪会場で受験した受験の人数は 94 名である。

続いて選考結果であるが、校種別の選考の結果は御覧のとおりである。例えば小学校一般枠で見ていくと、1次試験の受験者（A）のところだが、259 名が受験し、1次の合格者 206 名で倍率が 1.3 倍となっている。この結果、2次試験には1次の免除者が 16 名いるので 222 名が2次の受験者となっている。全ての校種でまとめてみると合格者が

629名、倍率が1.6倍となる。1次試験の免除者が41名いるので2次試験の受験者は、670名になる。ちなみに倍率を昨年度と比較すると、昨年度倍率が1.5倍、その前の年度が1.7倍となっている。2次試験であるが8月16日から行っている。松江市内の会場で行っており、本日も実施中である。なお、資料には24日までとしているが24日は予備日であり、順調に実施できれば23日で終了する予定で、受験者一人一人個別の面接、実技、模擬授業等の試験を行っている。今回、新型コロナウイルス感染症の理由で試験を受験できなかった方については追加試験を行うことにしていたが、該当者が出ているので、9月13日に追加試験を実施することとしている。

試験結果の通知は10月6日にしている。こちらは、当初の予定では、9月18日の予定であったが、先ほどの追加試験を実施することになり、この結果の通知も遅らせて10月6日とするとした。この試験の結果発表の変更については、既に2次試験の受験者全員に通知をしている。同時にホームページでもお知らせしている。

———原案のとおり了承

#### 報告第34号 令和3年度県立学校校長職・教頭職採用・昇任候補者選考試験の実施について（学校企画課）

○木原学校企画課長 8の1ページを御覧いただきたい。県立学校の管理職試験の実施要項を定めたのでその内容について報告する。まず出願期間であるが9月23日から10月6日までという例年の時期に設定をしている。試験日は筆記試験を11月10日、面接試験を12月中旬から下旬にかけて実施する予定である。こちらも例年と同じ時期になっている。試験会場は筆記試験を松江、浜田の会場で11月10日に同時に実施する。面接試験は会場を松江と浜田に日程を分けて実施する予定である。

試験内容は3にある。校長試験については試験内容は昨年と同様であるが、教頭試験については筆記試験の実施内容を変更している。※印のところに挙げているが、昨年度までは法規試験と論文試験を分けて筆記試験を実施していたが、今年度はこれらを統合した筆記試験で実施したいと考えている。この変更のねらいとしては2つあり、1つは新型コロナウイルス感染症対策として試験時間の短縮を考えたということである。もう1つは、今後の人事配置などを検討する中で教頭試験の出願数の確保が必要とされるという状況があるためである。管理職としての知識や適性を判断する試験内容をこういう

形で維持しながら、試験を効率化して幅広く受験者を確保したいという考えである。

4 受験資格については変更ない。校長職の資格については、①から③に該当の方で年齢は 59 歳未満、教頭 2 年以上経験者ということにしている。8 の 2 ページを御覧いただきたい。教頭職の受験資格についても変更はない。①から③に該当する教諭及び養護教諭が対象になっている。年齢としては 47 歳以上 59 歳未満、②のような人事異動ルールに対する条件、それから③のような主任経験などを資格要件としている。5 の考慮する事項として勤務評価を参考資料として活用するというにしている。選考結果は、来年 1 月下旬に本人と所属長に通知することとしている。

なお、参考として、今年度末の退職状況を挙げている。令和 2 年度末の校長級の退職が 16 名となっており、例年よりも多い人数が見込まれているところである。この人数を考慮しながら、今後の名簿登載者の決定を考えたい。

———原案のとおり了承

#### 報告第35号 教職員の働き方改革の推進について（学校企画課）

○木原学校企画課長 9 の 1 ページを御覧いただきたい。教職員の働き方改革については、県教育委員会として昨年度改革プランを策定し、来年度までの 3 年間で重点期間として取組を推進しているところである。この改革プランでは、達成に向けた取組を着実に実行するために、数値目標を掲げており、こうした目標の達成状況も含めて、各年度において、取組状況を検証することとしている。また、重点期間後には、取組全体の状況を検証してプランの改善や見直しを行うということにしている。本日は重点期間 1 年目である昨年度の取組状況を報告するとともに、今年度の対応や現状について説明したい。

1 のところだが、働き方改革プランの数値目標を確認している。数値目標は 3 つ挙げており、1 つ目が月当たりの時間外勤務時間の縮減である。イラストで示しているように、3 年間の縮減スケジュールを立てており、2019 年度は 55 時間になるように、今年度は 45 時間になるように、それから来年度には 45 時間以内に縮減できるようにという目標を立てたところである。目標の 2 つ目が年次有給休暇の平均取得日数で、全ての教職員が 5 日以上、年間平均 13 日以上取得が目標である。3 つ目が、教職員各自のワークライフバランスに対する自己評価であり、バランスが取れていると感じる教職員の割合を 90%以上にするというものである。



2に令和元年度の取組状況を挙げている。(1)の現況調査については、市町村教育委員会や県立学校に対して取組計画や目標設定などを依頼している。(2)働き方改革推進会議を開催して、学校の実施状況などについて確認や意見交換をしている。(3)モデル校の指定と研究実践を行っている。(4)広報として新聞広告やホームページなどによって広く広報を行っている。(5)8月には、外部有識者等による教員対象セミナーを開催している。また管理職研修でもテーマに取り上げているところである。

(6)優良事例の収集や周知を行っている。

3は数値目標に対する達成状況を検証するため昨年度末に行った勤務実態調査の結果である。御覧いただくと分かるように、各校種において時間外勤務の縮減が進んでいるという状況が現れてきている。縮減された時間を見ていくと、平成30年度と比較して中学校では4.5時間、中学校では7.1時間、高等学校では9.4時間、特別支援学校では9.0時間の縮減となっている。全校種平均では58時間ということになっており、先ほどのプランの数値目標は昨年度55時間であったが、3時間程度目標に届かなかったというところである。しかし各市町村や学校ではそれぞれ取組を進めていただいております、そういった成果や教職員の意識の変化がこういった数字に現れているのではないかと考えている。その他として、年次有給休暇取得日数は、平均は10.2日ということで、目標にはもう少しというところである。多忙感を感じている教職員は79%で、まだ高いところであるが昨年度から比較して4ポイント減少している。それとワークライフバランスがとれていると思う教職員も57%ということで前年度に比較すると12ポイント増加しているという結果が出ている。

9の2ページを御覧いただきたい。令和2年度の対応である。昨年度と同様に(1)から(5)の取組を予定しているが、この中で新たに取組んだものが2つある。1つ目が(3)の2つ目にある。今年度の重点モデル校のうちで、大田市の小中学校2校と矢上高校において外部コンサルタントによる「学校診断」を行い専門家の目から学校の業務のあり方を評価していただこうと考えている。これにより、今後の業務改善の手の打ちどころを見いだしたいと考えている。それからもう1つが、(5)市町村立学校における勤務時間の客観把握を促進するというので、パソコンによる出退勤時刻を記録して集計する勤務管理のシステムを開発し希望する市町村教育委員会に配布を進めているというところである。

最後に、5にこの働き方改革を支援する人的配置についてまとめている。(1)の業

務アシスタントやスクールサポートスタッフの配置については、学校や市町村教育委員会から高く評価をいただいております、この改革の推進には有効な手立てであると考えています。今年度、小中学校、県立学校いずれにおいても、配置人数を拡充している。それから部活動の支援について、その下の（２）（３）に、部活動指導員と地域指導者について載せている。こちらの人数を増やして、配置を充実させているところである。

プランに基づいた教職員の働き方改革の状況は以上である。今年度は、新型コロナウイルス感染症への対応ということで、これまで、想定されなかった業務が生じているということもあり、これが働き方改革にどのような影響するかということは、今後注視しておく必要があると考えている。しかしその反面、部活動の休止や行事の取りやめなど、見直しを通じて、学校では教育活動全般を見直す機会が得られたとも考えることができた。今後、各学校において、新しい視点で業務改善が検討されることを期待するとともに教育委員会としても、新たな観点から取組を充実させたいと考えている。

○浦野委員 資料とともに送っていただいた中学校の校長会の会報に門脇先生や熊谷先生の文書があったが、その中に、例年どおりでないがゆえに苦慮した部分がもちろんたくさんあるけれども、反面、先ほど言われた部活動のこととか、会議の書面開催とか、オンライン開催等で見えてきた働き方改革に繋がるような視点にも触れられていた。今後、見えてきたものを大切にしながら働き方改革も進めていっていただきたいと強く思う。時間、数字だけではなく、仕事の内容について、もう少し見えるような成果などがあると嬉しい。

○木原学校企画課長 どこまで進めたかということは数字がいちばん分かりやすいということで数字を上げさせていただいた。今後、各学校で、どのような取組が効果が上がったかということも検討会議などを通じて収集し、今後報告の内容を考えていきたい。

○池田委員 来年度からとなっている教員の変形労働時間制についての検討状況はどうか。

○木原学校企画課長 1年の変形労働時間制の導入というところで、国の進行のスケジュールとして2段階でということを受けている。働き方改革の目指す目標を数値化して、これを達成の基準とするものを作ることが、まず第1段階である。そして第2段階として、1年間の変形労働時間制が可能となるような制度設計をするということが示されている。

第1段階の事柄については、昨年度、既に条例改正が行われており、この4月から働

き方改革プランを公式の計画として、数値目標を業務管理の基準として今運用しているところであるので、第1段階のところは今進んできたところである。

第2段階の1年間の変形労働時間制に向けた制度の導入については、今、国の方からも制度設計を検討する材料をいただいているが、そもそも年間の変形労働時間制導入についての前提が、今の基準の上限をクリアしている実態が出てきてから制度がスタートできるという設計になっており、今日、御報告したように、まだ目標数値まで十分到達してないところもある。こういった進捗状況も見極めながら、導入に向けた制度設計を慎重に検証しながら検討していきたいと考えている。

○新田教育長 学校企画課長が最後のところで説明したように、働き方改革をある程度進めて、実際の勤務時間の縮減が成り立った上で、変形労働時間制を入れないと単なる長時間勤務の追認になってしまう。そういう懸念があるというのは、文部科学省も言っているし、我々も全く同じ考えでいるところである。

○池田委員 2021年度の平均45時間以内というのをいわば目標にして、それがクリアできるとしたあかつきにとということか。

○木原学校企画課長 学校や地域によってクリアできる地域、できない地域がある。導入の仕方についても文部科学省も示しているが、そういったものを島根県でどの様に取り入れていくことができるかということもこれからの検討になっていくと考えている。

———原案のとおり承認

#### 報告第36号 「ふるさと教育」に関するアンケート集計結果（小中学校分）について （教育指導課・社会教育課）

○畑山社会教育課長 「ふるさと教育」に関するアンケートの集計結果（小中学校分）について報告する。10の1ページを御覧いただきたい。ふるさと教育については、平成17年度からこれまでの取組により、子どもたちのふるさとへの愛着や誇り、住民のふるさとへの理解促進や地域の教育力の向上等に大きな成果を上げてきたと考えているが、今年度からのしまね教育魅力化ビジョンでは、ふるさと教育の今後の方向性として、地域資源を活用した「ふるさと教育」の取組をさらに推進するとともに、「ふるさと教育」を教科等の学びに結び付け、子どもたちの学びに向かう力、人間性等や思考力、判断力、表現力等を養うため学校教育と社会教育の一層の連携を図ることとしている。そのために、これまでのふるさと教育の総合的検証を行い、今後のふるさと教育のさらなる充実に向けた具体

的な取組を検討するため、昨年度末、公立小中学校の教員を対象としたアンケート調査を実施した。アンケートの結果は、教育指導課と社会教育課の担当者からなるワーキングチームで集計分析を行い、アンケートから見えてきた成果・効果、そして課題としてまとめたので、本日報告する。

1の調査の趣旨については、今、述べさせていただいたとおりである。2の調査対象であるが、県内全ての公立の小中学校を対象に実施した。小学校は、ふるさと教育の担当教員、低学年、中学年、高学年それぞれの学年教員、中学校はふるさと教育の学校の中での担当教員ということで回答いただいている。調査期間、調査票回収状況は3、4に記載のとおりである。

5の調査結果の概要である。アンケートの具体的な内容と、詳細分析については、別冊の「ふるさと教育」に関するアンケート集計結果の概要でまとめている。ポイントをまとめた10の2ページのふるさと教育アンケートから見えてきた成果・課題を中心に進めさせていただく。まず、アンケートから見えてきた成果・効果であるが、1点目は、子どもたちのふるさとへの愛着や誇りが高まったということである。右側のグラフを御覧いただきたい。これまでのふるさと教育を通じて、子どもたちに身につけたと感じられる力は、という問いに対して、小学校、中学校ともに「ふるさとへの愛着や誇り」という答えが最も高い割合になっている。「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」を合わせると、小中いずれも100%に近い割合になっている。また、市町村教育委員会へもあわせて意見を聞いているが、18市町村で、「愛着や誇りが高まった」と答えた割合が最も高くなっている。2点目は、様々な体験や経験の場の増加により、子どもの「多様な人と協働する力」や「コミュニケーション能力」が高まった。これも右側のグラフになるが、下から3番目の「多様な人々と協働する力」は、小学校は「あてはまる」と答えた割合が、2番目に高く、中学校では3番目に高い割合になっている。3点目は、「地域貢献意欲」が、学年が上がるにつれて高まっていくということである。これもグラフを御覧いただくと上から2番目の「地域に貢献しようとする意欲」で「あてはまる」と回答した割合が、中学校の方が、小学校よりも高くなっている。あわせて、少し下の段になるが、見えてきた課題の枠内のグラフを御覧いただきたい。小学校の低学年、中学年、高学年と中学校と分けて結果を示しているが、学年が上がるにつれて高くなっていくことが見て取れる。そして4点目は、地域で子どもを育てようとする気運が高まったということである。これは平成25年度に県社会教育委員が実施したアンケートに同じ設問があり経年比較をしたもので

あるが、「地域住民や保護者など様々な人が講師やボランティアとして学習活動に関わっている」という設問に対して、「あてはまる」と回答した割合が、小学校は 10 ポイント、中学校は 21 ポイント上昇している。5 点目は、小中学校の教職員間の情報交換の機会が増加したということであり、これも 25 年度と比較すると、小学校、中学校ともに、「連携の機会をもっている」と回答した割合が高くなっている。

一方で、アンケートから見えてきた課題であるが、1 点目は、成果・効果の方でもあげられているが、発達段階に応じて「身についた力」と「身につけさせたい力」に違いがある。ふるさと教育を各学校で取り組む上で、小学校、中学校一律の成果や効果を目指すものではなく、発達段階に応じた目標設定をすることが必要ということである。2 点目は、教科学習と地域の教育資源を活用した学習の関連付けが必要ということである。これについては、別冊のアンケート結果、2 ページ 3 ページの図 1、2 を御覧いただきたい。下から 3 項目「教科等の『ねらい』を達成するために、地域の教育資源を活用することは有効と感じている」と回答した割合は、小学校に対して中学校では低くなっている。一方で、別冊 13 ページ「ふるさと教育」を通じて、子どもたちに身についた力と身につけさせたい力を比較している。グラフ中の 3 番目の各教科等の基礎的な学力、4 番目の各教科等への学びに向かう意欲、いずれもこれまでの成果・効果としては低い割合であるが、これに対してこれからの期待というのは高くなっていることが分かる。その他の課題として、成果や課題を踏まえた見直しが行われていないことや小中学校の教職員間の情報交換の機会は増えているものの、異校種の子どもたちが相互に学び合うような活動交流がまだまだ少ないということがある。また、学校でふるさと教育を進める上で課題と感じていることとしては、小学校では、ふるさと教育に関わる地域人材の高齢化、中学校では、学校や教職員に、ふるさと教育の充実を図る余裕がないということが最も高い割合となっている。

以上、アンケートの結果、見えてきた成果と課題について説明させていただいた。教科学習の関連、発達段階に応じた目指す姿、小中学校のふるさと教育、さらには、高校の地域課題解決型学習も含めた系統性、発展性、そして地域人材がつなぎ役となるような人材確保など重要なポイントが改めて明らかになった。冒頭申し上げたとおり、しまね教育魅力化ビジョンで、今後の方向性として示しているとおおり、ふるさと教育を教科等の学びに結び付け、子どもたちの学びに向かう力や、人間性、思考力、判断力等を養うため、学校教育と社会教育の一層の連携を図り、今後のふるさと教育のさらなる充実に向けて、これまで蓄積されたノウハウ、あるいはアンケート結果から見えてきた成果・課題を踏まえて、

現在、具体的な方策について検討を進めているところである。ふるさと教育で目指す子どもたちの姿や育む力など改めて整理して、学校、地域にわかりやすく示していくとともに、令和3年度に向けて、関係事業や体制等についても必要な見直しを図っていく。ふるさと教育は、しまねの教育の魅力を進める中で特色のある教育活動の一つであり、引き続きしっかりと取り組んでいく。

○林委員 ふるさと教育に関するアンケートの結果を見させていただいて、非常にふるさと教育の意義、また成果が大きいものということがよくわかった。地域コーディネーターの役割が大きいなということを感じている。このコーディネーターは適切に配置されているものなのか。19市町村の中で配置があると思うが、例えば大きなところであれば複数の地域コーディネーターがうまく配置されているのか、もしくは、課題となるところがあるのであれば教えていただきたい。

○畑山社会教育課長 学校・地域を繋ぐコーディネーターについては、「結集！島根の子育て協働プロジェクト」で、各市町村取り組んでおられる。この市町村ごとの設置状況については、今手持ち資料がないため改めてお伝えしたい。

○江角地域教育推進室長 関連してお伝えする。社会教育課が集計しているのはいわゆる非常勤、どちらかという、ボランティア的の方のコーディネーターである。常勤で置かれているコーディネーターというのは、高校を中心に魅力化高校と地域を繋ぐようなところで配置されており、中山間地域で多く、都市部に少ないという状況がある。また、市町村によっては、小中学校常勤のコーディネーターがおられ、例えば雲南市などで配置されている。よって、小中学校に関しては、市町村の力の入れ具合で、常勤のコーディネーターがおられるところもあるし、いわゆる非常勤の半ばボランティア的なところで、学校をサポートされているような方がおられるところもあり、波があるような状況である。常勤のコーディネーターの人数は高校で40人くらい、小中が20人くらいである。非常勤ボランティアの人数は、後ほど社会教育課が出されると思う。この2つのパターンで地域と学校をつないでいる状況である。

○新田教育長 小中学校の場合は、文部科学省が進めているコミュニティースクールのスキームが進むケースがほとんどだと思う。これは今、地域教育推進室長が説明したようにどちらかといえば、非常勤というほぼボランティアで支援いただいているような方に支えてもらっていることがほとんどである。高校の場合は、県がオリジナルでいろいろ試行錯誤しながらやってきたことがベースになっている。それが地域で混在している

ような見え方になっていると思う。島根の教育において、ある意味コア部分に関する調査になる。しっかりと検証して活かしていきたいと思う。

○畑山社会教育課長 先程のコーディネーターの配置状況について報告する。平成31年度の仮申請では、統括的な役割を担う推進員が県内全体で1人配置、地域学校協働活動推進員が2市町村で57名が配置されている。また、地域コーディネーターに関して、統括コーディネーターは7市町村で29名、地域コーディネーターは全ての市町村におおられ281名配置されている。かなり市町村によりばらつきがあるという状況である。

○真田委員 学校と公民館との連携はどのような取組事例があるのか。

○畑山社会教育課長 学校と連携・協働する地域側として、核となっているのは公民館である。公民館が、学校が取り組まれるふるさと教育の現場の受け皿として、いろいろなコーディネーターを含めて活動されていることもあるし、公民館から学校にアプローチをして、その中で、一緒に取り組みましょうというような形でふるさと教育が進められているというケースがある。例えば、公民館の行事自体を学校の授業に組み込み、料理教室や、地域めぐりに中学生が参加するなど、行事と学校の授業を連携させ取り組んでいくような事例がある。

○出雲委員 公民館との連携について、私の地域で先日行ったことだが、小学校5・6年生の社会科の授業で市議会議員の方に来ていただいて、議会のことや、議員の活動などの授業をしていただいた。その後、それを受けて、子どもたちが、まちづくりプランという自分の住んでいる町をどんなふうにしていきたいかということそれぞれに考えて、公民館の職員や地域の大人にプレゼンをする機会を設けた。その中に、地域に多数ある遺跡を、地域の人などいろいろな人にもっと知ってもらいたいというプランを考えたい子がいた。夏休みに入る前に、ラジオ体操出発式というのが地域であり、これは公民館が主催で、小学校、保育園、地域一緒にやるものであり、終了後にウォーキングを行うが、その子がパンフレットの印刷など予算計画から公民館の職員と一緒にやり、その地域の住民の人たちと遺跡ツアーのガイドをして回るようなことがあった。そういう形で、学校の授業から、公民館とかふるさと教育も含めて、先ほどの文化財の継承もそうだが、繋がっているというような活動が行われた。

○池田委員 隠岐は、世界ジオパークになっていて、各学校に必ずジオパーク学習がある。公民館の基本方針の中にもジオパークの学習が入っており、学校と公民館が連携し必ず地域への見学に行くなど取り入れている。今年、コロナ禍で、いろいろな都道府県

の状況を見ていると、よその地域に行くのをやめて、地元で温泉に宿泊するというような動きが出ている。先ほどの文化財の保存活用という視点では、これを機会に、地元の子どもたちもよくわかっていないであろう地域の文化財などを知るいい機会になったらいいのではないかと思う。

○新田教育長 各市町村とも話をすると、東京や大阪、大都市部に修学旅行なりいろいろな体験旅行を企画しているがどうしようか判断に迷っていたり延期しようという話がある中で、県内の活用可能な施設などを取りまとめ、市町村に対し、県外でなくても県内でも行き先を変えてやられるという情報提供の第1弾をこの前、各市町村教育委員会に出したところだ。今度はもうちょっと、この対象期間を延ばして例えば冬から春にかけてまでをスパンとして見て第2弾をもう1つ、出そうかということは今企画している。

○多々納教育指導課長 出雲委員、池田委員のお話を聞いて、島根のふるさと教育のこれまでの財産とこれからの方向性について改めて学ぶことができた。益田地域の話だと思うが、先ほどの議会の話とか、まちづくりプランを子どもたちが取り組みそれをプレゼンするとか、おそらく教員を含め大人たちがその場を設定してくれたからこそというところだと思っている。またそうした小学校5・6年生の体験が、おそらく中学校への自信となって繋がり、また、不足感を持つてもっとやりたい、もっと学びたいということに繋がっていくというところで、期待ができるのではないか。隠岐のジオパークは、小学校から高校生もやっており、一連の繋がりを非常に感じ取っているところである。先ほど社会教育課の資料の中にもあったように、先生方の中にもこの教科の学習に結びつけられないだろうかという課題感というか、期待感というものもある。決してふるさとの素材を必ず教科学習に盛り込むということではなく、いわゆるふるさと「を」学んできただけであったものを、ふるさと「から」学ぶとか、ふるさと「で」学ぶとか、そこを契機として、ふるさとへの思いを深めるとか、そういうふうなところにかに繋げていくかというところが課題なのかなと思って検討を進めていきたいと思っている。

○浦野委員 ふるさと教育が始まって15年の時に、こういう検証ができたことは大変意義深いことだと思う。ここで示されているのは、学校サイドのアンケートであるが、先ほど市町村サイドのアンケートの方もお持ちでいうことで、それもまた教えていただきたいと思うし、地域の方の声も何らかの形で聞けると、また参考になると思った。あと、引き続き予算の確保をお願いしたい。

○畑山社会教育課長 市町村教育委員会にも併せて調査をしており、その結果については、



別途お渡しさせていただきたいと思う。また、地域の方々へのアンケートについては、これまで見落としていた観点であるので検討させていただきたいと思う。予算については、現在、公立小中学校全ての学校で、年間 35 時間以上ということで、市町村向けの予算も交付している。それも今後、こういった予算の出し方が、現場で使いやすいのか、より効果的なのか、そういったことも含めて検討していきたい。

———原案のとおり了承

#### 報告第37号 島根県立古代出雲歴史博物館協議会委員の改選について（文化財課）

○萩文化財課長、11 の 1 ページを御覧いただきたい。古代出雲歴史博物館の運営に関して、館長の諮問に応じ意見を述べる機関である古代出雲歴史博物館協議会の委員改正をこの度行ったので報告する。

関係法令の 3 つ目の丸にあるとおり、博物館条例の規定に添って、委員は学校教育、社会教育、家庭教育、学識経験者の区分から任命することとなっており、委員の定数は 15 名以内、委員の任期は 2 年となっている。この度の任期は令和 2 年 7 月 21 日から 2 年間となっている。

続いて 11 の 2 ページを御覧いただきたい。この度任命した委員の名簿を載せている。備考欄のところに、委員再任、新任の区別を書いているが、委員 15 名のうち 13 名が再任、5 番の長尾委員と 10 番の錦田委員の二人を新任で委嘱したところである。

———原案のとおり了承

## 新田教育長 非公開宣言

### －非公開－

#### 議決第11号 令和3年度島根県教育職員採用候補者選考試験の実施について（学校企画課）

○木原学校企画課長 12 ページを御覧いただきたい。令和3年度の島根県教育職員採用候補者選考試験で、実習助手の採用を計画したので、お諮りする。

1 の目的であるが、教諭等の採用試験は現在進行中であるが、これ以外の県立学校の実習助手の採用を行うことを考えている。

2 の募集職種等であるが、実習助手の採用試験については毎年採用する専門の種別を変えながら採用試験を実施している。今年度は、3つの種別、一般、工業、水産の試験を実施したいと考えている。昨年度は、農業の試験を実施している。障がいのある方を対象とした選考も同じ職種で募集する。

3 の出願資格であるが、昨年度から年齢条件を変更している。（2）のように、今年度は昭和46年から平成15年までの生まれということで、年齢を上限49歳とした。これは一昨年まで44歳であったものを、昨年度から引きあげたものである。専門的な技術のある方を幅広く募集するというを目的にこの年齢を広げている。

4 の採用予定人員であるが、それぞれ若干名としている。出願試験は9月18日から9月30日までとしている。選考試験は、10月17日に松江工業高校で実施する。

試験内容については昨年度までと比較して一部改めている。下の※のところに変更の内容を記載しているが、まず、一般の募集種別において一般教養や学校現場でも職務として想定される理科実験について実技を行っていたが、今年度の試験では理科に限らず総合的な資質能力を図ることを目的として、論文と総合実技ということで実施したいと考えている。総合実技とは、実技の内容を理科実験に限定することなく、家庭科の実習とか、探究的な活動を行う上での実習なども視野に入れた実技ということで考えている。また、工業、水産についても筆記試験で例年行っていた一般教養を取りやめて専門教養の筆記試験ということで行う。これらの変更の理由については、1つはコロナウイルス対策、もう1つは試験内容の最適化と効率化を図るところで見直した。選考試験の結果は、11月11日を予定している。以上の内容で、試験実施について議決をいただい

たら募集要項を作成して、来月初めに公表して配布を考えている。

○林委員 仮に受験者がコロナに感染した場合は、追加試験は考えているか。

○木原学校企画課長 教員採用試験は、今回は追加試験を実地したが、今回のこの実習助手の試験については、今のところ考えていない。もし欠席された方の中で、そういう方が出てくれば、状況はお聞きすることは考えている。

○真田委員 総合実技ということであるが、特に一般の場合については、今言われたように理科の実習助手というのが頭に置いておられると思うが、それを外すとなると、例えば、家庭科や商業、それぞれについて試験をされるということはないか。それぞれ専門的な知識を持たれたということであるならば、工業や農業、水産と同じようにそういうものについて試験をするという考えはないか。

○木原学校企画課長 工業、水産などは、配置する学校が決まっており専門で求められるものもはっきりしているので、こういった専門教科の採用については、専門の実技ということで考えているが、一般に関してはこれまでも、各学校の一番ニーズが高いのが理科実験であろうという想定で理科実験・実技をこれまでずっとやってきていた。ただこれからの配置を考えていく上で、特に考えたいのは、探究的な活動が今、各学校で盛んに行われているので、地域に出かけるとか、プレゼンテーションするとか生徒同士が活動するという中で、補助的な役割、実習の補助をするという役割もこれから実習助手の方には、やはり求められてくるであろうということもある。理科実験ということだけではなくて、今考えているのは、1人が選択するのか、複数いろいろな種類のものも一緒に受けて何種類か受けていただくのか、そこあたりはこれから詰めようと思うが総合的な実技の内容をこれから考えている。

———原案のとおり議決

#### 承認第4号 教職員の懲戒処分について（総務課）

———原案のとおり承認

#### 承認第5号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

———以上原案のとおり承認

## 協議第7号 令和3年度県立高等学校の入学定員について（学校企画課）

——資料により協議

### 報告第38号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例について（総務課）

○錦織総務課長 16の1ページを御覧いただきたい。一番下「※」のところだが、行政職員と警察職員については、この6月議会で、「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する条例」及び「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例」が可決され、特殊勤務手当の支給が適用されているところである。全国で感染者が出ている状況の中、県立学校あるいは市町村立小中学校においても学校や寄宿舎等で新型コロナウイルス感染症対策により生じた事態に対処するための業務が発生する可能性が否定できないところである。今回、島根県の県立学校教育職員と市町村学校教職員に対する特殊勤務手当の中に、防疫作業等従事手当を支給するため条例を制定するものである。

特殊勤務手当の支給対象となる場所において支給対象となる作業を行った場合に支給されるものである。支給対象となる場所に関しては、新型コロナウイルス感染症患者又はその疑いがある者が、在籍、又は勤務している学校や寄宿舎を規定する予定である。また、それらに準ずる施設として、別に定める教育委員会規則において、県外生の健康観察業務を行うために学校が用意する寄宿舎以外の宿泊施設あるいは水産練習船あるいは社会教育施設等を規定する予定にしている。なお、その疑いのある者としているが、これは濃厚接触者を予定している。

次に支給対象となる作業は、条例では、新型コロナウイルス感染症から幼児、児童又は生徒の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業と規定しており、具体には教育委員会規則において患者等に接して行う作業、患者等が使用した物件の処理、これらに準ずるものとして、教育委員会が認める作業を規定する予定である。患者等に接して行う作業の想定としては、寄宿舎生が濃厚接触者であることが判明した後に、PCR検査結果が陽性であったら、保健所の指示の下、医療機関に入院することになるが、陰性の場合は、14日間経過観察が求められ、その際の教員の付き添い、あるいは体調を崩した場合の手当等を想定しているところである。患者等が使用した物件の処理として行う作業

の想定としては、先ほど例に挙げたような寄宿舎生が感染した場合、寄宿舎生がいた部屋の消毒作業等を想定している。

2の手当額については、先ほど説明した支給対象となる作業場所、作業内容とともに、教育委員会規則で具体的に規定する予定である。

3の施行日については、公布の日からが施行日ということになるが、新型コロナウイルス感染症が指定感染症となった令和2年2月1日から遡及適用としたいと考えている。規則案については、10月の教育委員会会議にお諮りしたいと考えている。

○新田教育長 若干補足すると条例案であるので、正式には9月県議会に上程し、議会の議決を得るということで、まだその条例案自体を議会に上程するかを公表はまだしていない。こういう非公開の場で、事前に御報告ということが1点、それから、最初に話があった16の1ページの一番下の「※」、なぜ一緒にしなかったかというおそらくお気持ちを持たれたかと思うが、もともと6月議会で、対処するための職員の特殊勤務手当、あるいは警察職員の勤務手当というもの自体が、その業務として、例えば病院で感染している患者とかその疑いがある者を対象にした業務を遂行して、それで県民の生命とか健康を保護すると。だから、基本的には、健康福祉部の職員、病院の職員、保健所の職員という専ら業務としてそういうことをやる職員を最初はイメージして条例を6月でつくった。ところが、学校においても、結局そういった疑いのある、あるいは陽性判定があった生徒、適切な処置をすところまでは学校現場で対応しないといけないケースが実際出てくるだろうということで今回、条例を上程することを知事部局と調整しこういう状況になった。

○石原副教育長 患者が出た場合は、その際に健康福祉部の職員であるとか、あるいは他の職員、教育委員会の事務職員も交代でそこに業務にあたるということも想定していた。そういった宿泊療養施設の業務に、県立学校の教育職員、それから市町村立学校の教職員があたることは考えていなかったため、条例制定はしなかったが、その後の状況で、教員もいろいろな業務で新型コロナウイルスに感染した児童生徒であるとか、濃厚接触者ということでの寄宿舎で感染が発生した場合のいろいろな業務で児童生徒に関わることも想定せざるを得ない状況になったので、今回それに備えて手当を支給するための条例を制定したいと考えている。

○真田委員 まず、教員がこれをしなければならないかということが1つ。もしやらなければならないなら、職務命令を誰がするのか。それを拒否できるか。このあたりは、

どうなるのか。

○石原副教育長 業務の中で実際には、もうすでに従事していただいているのが現状である。例えば、これまで、感染例がなかったので、結果的に手当を支給するということがなかったが、実際に寄宿舎で体調不良の生徒がいた場合、保護者の方が、例えば病院に連れて行くことが基本だと思うが、県外から島根に来ておられる生徒さんだと保護者に来てもらってということが、このコロナ禍の中でできない。これまでのインフルエンザと同じ形で、先生方が対応されているのが現状だ。そうした時に、結果として、陽性だった場合は、きちんとそここのところを、お金で解決できる問題ではないと思うが、一定の手当の支給ということはしていきたいということが一つ。また、ここに移送というものがあるが、学校に公用車がない場合に、自家用車を使って病院に連れて行かれたりということが実際ある。そういった場合の手当と、そこに業務命令としてできるかどうかという時に、やはり、生徒の健康管理とか人命の方をどうしても優先して業務に従事していただいているというのが、実態である。特殊勤務というものの自体の命令は所属長になるので、校長先生に命令していただくということになる。

拒否できるかということは、感染症の問題があるので、職員が拒否された場合に、強制的にはしてもらえないと思うので、できる職員に理解してやってもらえないと思う。

○真田委員 救急車を呼ぶとかできないか。

○石原副教育長 陽性の場合には、別途保健所が、車両を用意している。ただ、発熱症状がある、あるいは味覚障害等ということで、診療所に行くという場合に救急車が発動できるかどうかという状況かどうかだ。

○真田委員 ただ今言われたように、職務命令は学校長が出すと思うが、私が校長だったら自信を持って言えない。4,000円、特殊業務手当があるからという以前の問題で、では誰に行かせるかといった時に、誰に行かせるのか。そういう疑いがあると判断された時に、では、あなた行ってということは、なかなか言えない。ノロウイルスなどについては、ある程度、塩素系で消毒すれば大丈夫とわかっているし、養護の先生が専門知識を持ってやられるというのはいいが、条例がでてくると職務命令になるわけで、そのあたりはどうなのか、やはり保健所などの専門的な職種の方に頼るのがベストではないかと思う。

○石原副教育長 陽性である場合は、専用の車両などの専用の体制で搬送するが、それ

以外のところは、各自対応となる。学校医に相談し PCR 検査を受けるのかどうかというところも含めて受診してからになるが、受診に連れて行くことを誰がするかというと、保護者ができない場合は、教員が行わざるを得ない。

○新田教育長 基本的には相談センターなり、学校医なり、所轄の保健所から学校に対しての対応を指示されるのではないか。

○石原副教育長 移送の仕方は指示が出るが、誰が移送するかというのは業務命令の範疇になる。

○新田教育長 しかるべき者から指示があった上で、業務命令を出すのではないか。自分の判断で、安全にやってという無責任な話ではない。

○石原副教育長 まずは相談センターに相談してからとなる。だが疑いがある、子どもの移送を職員にさせるかどうかの判断ができるかどうかという御意見、御質問だと思うので。

○真田委員 そこである。例えば、あなたやってというときに、本当にもし疑いがあると言えるかと思ってしまう。特に寄宿舎生と言われた時に。消毒と言われたが、例えば、もし寄宿舎生がコロナにかかった、消毒しましょうということを誰がやるのか。それは保健所の人に来てやってくれるのか。職員がすると思うが誰にやらせるか。

○石原副教育長 保健所の指導を受けるが、消毒の仕方もガイドラインに従って、保健体育課から通知を行っており、消毒がいざ必要になった時には、保健体育課から教員がまず行って、現地で指導にあたる。以前テレビにあったように、防護服を着てというようなあのような消毒ではない。

○池田委員 福祉施設も同じように、やはり、もし、患者が出れば、濃厚接触者は、誰と誰ときちんと決まって、保健所の指示に従い職員がやるしかない。

医療職、介護職の福祉施設職員、国が、コロナ感染者がいた場合は 20 万円、いない場合でも、業務に関して 4 月 2 日から 6 月の緊急事態宣言が終わるまでは一律、5 万円。職種問わず、そこにいた人には支給されるということである。一回 4,000 円というのはどういうものであろうか。

○石原副教育長 一回あたり 4,000 円というのは、国と同じ。国家公務員の特殊勤務手当に準じた形で金額を設定している。池田委員がおっしゃったのは、慰労金的、協力金的な位置付けだと思う。今回のこの 4,000 円は 1 日あたりの特殊勤務手当なので、もし仮に 10 日間従事することになった場合には、4 万円になる。あるいは、消毒業務については

現在 740 円なので、この 4,000 円を超えない範囲で業務ごとに単価を委員会規則で規定する。その際の単価の設計についても、国家公務員の状況や知事部局あるいは教育委員会事務局の事務職員、単価と同じような形で設定していく。

○浦野委員 疑いをもたれた子どもさんを病院に連れていった場合で陰性だったら、4,000 円は出ないのか。

○石原副教育長 お見込みのとおりである。補足説明で、私どもも現場で先生にそういった業務を実際やっていただいております、これまで陰性なのでなかったが、実務としてもうやっていただいている。今回、制度化するにあたって、職員団体にもお話しており、こちらについて御理解をいただいている。

○池田委員 先程、教育長が言われたように、人命が優先ということなので、全て医療職も、介護職もそうだが、ケアに関わっている職員は、そこを最優先で対応するべきだと思う。

○浦野委員 前回の県立学校の消毒は誰がされたのか。

○石原副教育長 当該県立学校の教職員がされた。

○佐藤教育監 ガイドラインの Q&A にも、消毒は誰がするのか、どういうふうにするのか、どういうものを付けてやるか、細かく書いて職員に周知している。教職員が使命感を持ってやる。もちろん保健体育課の指導主事も、指導にあたるなど、細かく規定して、学校にも周知しているところである。非常に辛いところではあるが、拡散する可能性があるためタクシーを使えない。救急車を呼ぶレベルでもない場合は一体誰が運ぶか。基本は、保護者が近くにいる県内なら保護者を呼ぶようになるが、県外生等はそうはいかないので、後は教員がやるしかない。誰に業務命令を発するかというのは非常に辛いところであるが、教員がやらざるを得ない。

○浦野委員 持病をお持ちの方には、お願いできない。

○佐藤教育監 そうなる。

○真田委員 業務命令に対して、NO と言うことができる配慮をいただければと思う。

○石原副教育長 持病があるとか、御家族の状況とか事情がある方に、業務として強制できない。先行して制度化されている知事部局の職員で、宿泊療養施設にあたった場合、その場合の従事させる職員についてもいろいろ状況を確認して、丁寧な対応をして、業務に当たってもらっている。

——— 原案のとおり了承



**報告第 39 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について（学校企画課）**

○木原学校企画課長 17 の 1 ページをお願いする。これは高等学校を対象に行っている就学のための給付金等に関する事務において、証明書の提出を求めずマイナンバーを活用するようにするために、条例の一部改正を 9 月議会に提案するということであり、その内容について報告する。

1 改正理由だが、いわゆるマイナンバーの業務利用については、法律によって規定された法定事務においては利用ができることになっている。その一方で、法律に規定されていない事務でありながら、県としてマイナンバーを利用したいという場合には、その事務を独自利用事務として、条例で規定する必要がある。現在実施している高等学校の生徒に対する就学支援金等に関する事務は、法定事務であるため改正を要しないものであったが、今年度 4 月から、高等学校の専攻科に対する国の就学支援制度が始まっており、これに関する事務は、法定事務にはなっていない。従って、独自利用事務に、この事務を追加する条例改正が必要になってくるというところである。今年度の専攻科に対する支援金及び給付金の支援事務に関しては、今は課税証明書等の書類を求めて進めている。これを来年度からは、所得に関する状況の把握にマイナンバーを利用すると考えている。これによって、課税証明書等の添付書類を省略することができ、保護者の方の利便性が向上すること、それから事務の効率化を合わせて図ることができるということある。なお、文部科学省もこの事務について、マイナンバーの活用を推奨しているところである。

2 改正内容であるが、独自利用事務として追加する項目として、（1）の三つの事務を考えている。いずれも専攻科に関する就学支援金、給付金の支給事務となる。私立高等学校に関しては知事部局所管になるが、これも含めた条例の改正になる。参考として想定する支給対象をその下に挙げている。現在のところ、就学支援金、これは授業料の支援に当たるが、これについては、浜田水産高校、隠岐水産高校の専攻科に通学する生徒を対象に考えている。もう 1 つの教材費の支援等に該当する就学のための給付金については、この両校に通学する生徒と、保護者が県内に居住して県外の公立・私立高等学校の専攻科に通学する生徒を想定しているところである。

次の 17 の 2 ページを御覧いただきたい。条例の施行日は令和 3 年 4 月 1 日を予定している。4 その他として、この条例の改正と同時に、住民基本台帳ネットワークの使用に関

する条例も改正することとなっているが、これについては、市町村課が対応するという  
ことになっている。17の3ページ以降が新旧対照表になっている。17の6、7ページは、  
先ほど述べた、文部科学省が今年度から始めている専攻科の生徒に対する就学支援の制度  
を説明した資料になっており、参考までに載せている。

———原案のとおり了承

新田教育長 閉会宣言 17時50分